台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱

平成28年9月1日制定 平成30年7月1日改正 令和元年 8月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、大地震の際に電気火災の発生と延焼を防止する感震ブレーカー等の設置経費を助成することにより、被害の減少及び防災力の向上を図るため、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金(以下「助成金という。」)の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 感震ブレーカー等

地震発生時に、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具のうち、次のア、イ又はウに掲げるもの

ア 分電盤タイプ (内蔵型)

一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有するもので、住宅用分電盤に感震装置が分電盤に内蔵されているもの

イ 分電盤タイプ (増設型)

一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有するもので、既存の住宅用分電盤の近傍に取り付けるもの

ウ コンセント型

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」(内閣府)で定めるコンセントタイプの性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有し、設置時に動作確認ができるもの

- (2) 助成対象地域 別表に掲げる台東区内地域
- (3) 助成対象経費

感震ブレーカー等の購入及び感震ブレーカー等の設置に要する費用(分電盤タイプ(増設型)を設置する場合において、既存の住宅用分電盤を交換する必要がある場合においては、 当該住宅用分電盤の購入及び設置に要する費用を含む)の合計額

(助成対象者)

- 第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 助成対象地域内に住宅を有し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとするもの
 - (2) 助成対象地域内に住宅を新築するに当たり、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとするもの

2 前項の規定による設置は、助成金の交付申請を行う年度の4月1日以降に行い、当該年度の末日までに完了するものとする。

(助成回数の制限)

第4条 この要綱で助成を受けることができる回数は、一助成対象者につき一回限りとする。また、助成対象者と同一世帯に属するものは、この要綱に基づき助成金の申請をすることはできない。

(助成金の額及び支払方法)

- 第5条 この要綱による助成金の額は、該当年度の予算の範囲内で、次に掲げるとおりとし、千円 未満の端数は切捨てとする。
 - (1) 第3条第1項第1号に定める助成対象者については、助成対象経費の3分の2までの金額を助成し、当該助成金は5万円を上限とする。
 - (2) 第3条第1項第2号に定める助成対象者への助成金の額は、1万円とする。

(助成金の申請)

- 第6条 助成対象者は、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付申請書(第1号様式)に 次の書類を添付し区長に提出しなければならない。
 - (1) 見積書その他、設置予定の感震ブレーカー等の種類、助成対象経費等が記載された書類
 - (2) 第3条第1項の規定による住宅を所有していることを証明する書類(固定資産税額が記載された納税通知書の写し等)
 - (3) その他区長が必要と認めた書類

(助成金の決定)

- 第7条 区長は、助成対象者から第6条の規定による申請があった場合は、その内容について審査 し、助成金の可否を決定し、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付・不交付決定通知 書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により、当該交付申請をした者に通知するもの とする。
- 2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付申請に 係る事項につき条件を付して助成金の交付決定の通知を行うことができる。

(申請内容の変更・中止)

- 第8条 前条の規定により交付決定を受けた者が、当該決定後に、申請の内容を変更又は中止する場合は、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金変更承認申請書(第3号様式)又は台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金中止承認申請書(第4号様式)により、速やかに区長に申請しなければならない。ただし、内容変更による助成金交付申請金額の増額はできないものとする。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金変更交付の可否を 決定し、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金変更等承認・不承認決定通知書(第5号様 式)により、当該変更交付申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第9条 助成対象者は、感震ブレーカー等の設置が完了したときは、台東区感震ブレーカー等設置 推進事業実績報告書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を 添えて、速やかに区長に提出し、審査を受けなければならない。
 - (1) 領収書その他助成対象経費が確認できる書類
 - (2) 感震ブレーカー等設置工事の実施状況が確認できる写真(建物外観、施工前・施工後)
 - (3) その他区長が必要と認めた書類

(助成金額の確定)

第10条 区長は、前条の規定により提出された実績報告書を受理したときは、その審査を行い、 助成金の額を確定し、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付額確定通知書(第7号様 式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付請求及び交付)

- 第11条 決定通知書を受けた助成対象者は、速やかに台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付請求書(第8号様式)により、区長に助成金の交付を請求するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による請求があった時は、助成対象者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (3) その他区長が不当と認める事由が生じたとき
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合は、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付決定(一部・全部)取消通知書(第9号様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返環)

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が 交付されているときは、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金返還請求書(第10号様式) により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(処分制限期間)

第14条 感震ブレーカーの処分を制限する期間は、設置後10年とする。

(免 責)

第15条 この事業は、地震発生時の家屋の出火及び延焼から生命を守ることを保証するものではなく、台東区は地震発生時の被害については、その責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項は、東京都台東区補助金等交付規則(昭和45年区規則第3 7号)の定めるところによるほか、助成金の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年8月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

助成対象地域	備考
谷中二丁目	
谷中三丁目	台東区における「地震時等に著しく危険な密集市街地」(内閣府)
谷中五丁目	
根岸三丁目	
根岸四丁目	東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制」区域
根岸五丁目	
東浅草二丁目	
日本堤一丁目	浅草北部地域防災性向上の推進事業区域で不燃領域率が平成32年度
日本堤二丁目	までに60%に満たない地域
橋場二丁目	

台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付申請書

台東区長 殿

住 所 氏 名 [®] 電 話

東京都台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、 感震ブレーカー等設置のため助成金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 設置建物の状況 住 所

使用目的 居住用 貸家 その他

2 申請額 金 円

内訳

L 1 b/C		
購入・設置 予定製品	製品タイプ (該当を○で囲む)	ア 分電盤タイプ (内蔵型)イ 分電盤タイプ (増設型)ウ コンセントタイプ
	メーカー名	
		製品名
	製品名・品番、数量	
		品番 個
購入・設置に要する	金額(A)	円
申請金額(該当する		
□ 既存住宅の場合		
(A) の3分の) 2まで、上限 50,000 円	
□ 新築の場合		
(A)の金額に	- 関わらず、一律 10,000 円	*1,000 円未満の端数は切捨て

<必要添付書類>

- (1) 見積書など設置予定の感震ブレーカー等の種類、金額等がわかる書類
- (2) 申請者が当該住宅を所有していることを証明する書類

(例:固定資産税額がわかる納税通知書、登記簿謄本などの写し)

台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付・不交付決定通知書

殿

台東区長

年 月 日付で申請のあった台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金について、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定いたします。

記

- 1 交付する
- (1) 交付予定金額 金 円
- (2)対象機器 ア 分電盤タイプ (内蔵型)
 - イ 分電盤タイプ (増設型)
 - ウ コンセントタイプ

製品名 · 品番、数量

- (3) 交付条件
 - ・本交付金は、(2)の対象機器以外に使用することはできません。
 - ・申請の内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、あらかじめ区長 の承認を受けなければなりません。
 - ・設置を停止したとき又は目的にそぐわない点があると認めたときは、交付金の全額 又は一部を返還させることがあります。
 - ・台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱を遵守すること。
- (4) そ の 他 本通知は、交付申請があった助成対象事業の支払額を確定するものではありません。
- 2 交付しない

 理由

台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金変更承認申請書

台東区長 殿

住 所 氏 名 [®] 電 話

円

年 月 日付 第 号により交付決定された台東区感震ブレーカー等推進事業助成金交付に係る申請内容を下記の通り変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更後の助成金交付申請額 金
- 2 変更しようとする感震ブレーカー等の内容

	製品タイプ	メーカー名 製品名・品番、数量	購入・設置に 要する金額	助成金交付 申請額	備考	
変更前						
変更後						

※ 変更により助成金交付申請額は増額になりません。

<必要添付書類>

変更しようとする感震ブレーカー等の種類、金額等がわかる書類(見積書等)

台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金中止承認申請書

台東区長 殿

住 所 氏 名 電 話

年 月 日付 第 号により交付決定された台東区感震ブレーカー等推進事業助成金交付に係る申請を下記の通り中止したいので、申請します。

記

1 中止する理由

2 その他必要な事項

台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金変更等承認・不承認決定通知書

殿

台東区長 印

年 月 日付で申請のあった標記助成金交付に係る申請内容の変更等につい て、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記の 通り決定したので通知いたします。

記

- 1 承認する
- (1) 承認内容

変更 / 中止

- (2)変更後の交付予定金額 金

円

ア 分電盤タイプ (内蔵型) (3) 対 象 機 器

イ 分電盤タイプ (増設型)

ウ コンセントタイプ

製品名・品番、数量

2 承認しない

理由

台東区感震ブレーカー等設置推進事業実績報告書

台東区長 殿

住 所 氏 名 [®] 電 話

年 月 日付 第 号の交付決定に基づき、感震ブレーカー等 設置が完了したため、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱第9条の規 定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

内訳

1 3 14/ \		·	
購入・設置製品	製品タイプ (該当を○で囲む)	ア 分電盤タイプ (内蔵型)イ 分電盤タイプ (増設型)ウ コンセントタイプ	
	メーカー名		
		製品名	
	製品名・品番、数量	品番	
			個
購入・設置に要した金額			円

<必要添付書類>

- (1) 領収書の写しなど購入・設置に要した金額を証明するもの ※新築時に設置の場合は、住宅メーカー等の感震ブレーカー等設置を証明するもの
- (2) 設置工事の実施状況が確認できる写真(建物外観、施工前・施工後)

 第
 号

 年
 月

 日

台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付額確定通知書

殿

台東区長

年 月 日付 第 号により交付決定された台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金については、 年 月 日付をもって提出された実績報告書(第6号様式)を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおりその額を確定いたします。

記

1. 交付確定金額 金 円

台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付請求書

台東区長 殿

住 所 氏 名 [®] 電 話

感震ブレーカー等設置費用として、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付決定(一部・全部)取消通知書

殿

台東区長

年 月 日付 第 号により交付決定された台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金については、 年 月 日付をもって提出された実績報告書(第6号様式)を審査した結果、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付決定の(一部・全部)を取り消したので通知いたします。

記

- 1 取消の種類 一部・ 全部
- 2 交付決定金額 取消前 金 円

取消後 金 円

3 取消の理由

 第
 号

 年
 月

 日

台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金返還請求書

殿

台東区長

年 月 日付 第 号により交付決定された台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金については、台東区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり助成金の返還を命じます。

記

- 1. 交付確定金額 金 円
- 2. 助成金の既交付額 金 円 (年 月 日交付)(A)
- 3. 変更後の交付決定額 金 円(B)
- 4. 返還すべき額 金 円 (A-B)
- 5. 返還期日 年 月 日
- 6. 返還を命ずる理由